

令和8年度介護保険事業者集団指導  
短期入所生活介護

群馬県監査指導課 監査指導第二係

# 研修のテーマ

I 運営指導の重点

II 事例編

# I 運営指導の重点

## 重点事項

### 1 人員基準を満たしているか。

特に、人員基準欠如となった場合、適切な対応をとっているか。

### 2 短期入所生活介護に当たって、一連のプロセスを適切に踏んでいるか。

また、当該短期入所生活介護サービス計画に基づき、具体的なサービスの記録が作成されているか。

### 3 短期入所生活介護費の請求が適切に行われているか。

①基本報酬の基本原則を踏まえているか。

②加算を算定する場合、加算要件に該当しているか。

※加算を証明するサービス提供記録がなければ請求できないことに留意する。

## II 事例編

# 人員基準に関わる事例

## 従業者の員数

(赤本:p.231-233) (基準条例第88号第148条)

- 指定短期入所生活介護事業者(以下本資料において、「事業者」という。)は、医師、生活相談員、介護職員又は看護師若しくは准看護師、栄養士、機能訓練指導員、調理師その他の従業者を配置する必要があります。  
(職種によっては、嘱託や兼務、常勤換算方法により必要とされる従業者の数を配置することができます。)

### 【誤りの事例】

- 医師や管理者の出勤が確認できないものや、兼務している場合、兼務先との勤務状況が明確になっていない。

### 【留意点】

- 出勤状況が確認できる書類や兼務状況が確認できる書類等を整備してください。

## 勤務体制の確保等 1 / 3

従来型（赤本:p247-249）（基準条例第88号第168条で準用する第108条）  
ユニット型（赤本:p260-273）（基準条例第88号第214条）

- 事業者は、利用者に対し、適切な短期入所生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めておかなければなりません。

### 【誤りの事例】

勤務表の未作成や勤務表を月ごとに作成していない。

### 【留意点】

勤務表は、次の点に留意して作成する必要があります。

- ①月ごと（**月初～月末まで**）の勤務表を作成する。
- ②従業員の日々の勤務時間を明確にする。
- ③常勤、非常勤を区別する。
- ④管理者、生活相談員、看護職員、介護職員との**兼務関係等を勤務表上明確にする。**

## 勤務体制の確保等 2 / 3

- ・事業者は、利用者に対し、適切なユニット型短期入所生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければなりません。

### 【誤りの事例】

- ・勤務表上、昼間において、介護職員又は看護職員が不在となっているユニットがある。
- ・ユニットリーダーの勤務時間が、常勤職員が勤務すべき時間数を大幅に下回っている。
- ・併設する指定介護老人福祉施設と合わせて、ユニットリーダー研修を受講した職員が1名しか配置されていない。

### 【留意点】

- ・昼間においては、ユニットごとに介護職員又は看護職員を常時1名以上配置すること。
- ・夜間及び深夜においては、2ユニットごとに1名以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- ・ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。
- ・ユニットリーダーへ辞令を交付すること。
- ・ユニット型短期入所生活介護事業所及び併設するユニット型施設を一体のものとみなして、ユニットリーダー研修受講者を2名以上配置すること。（\*例外規定あり。）

従来型（赤本:p247-249）（基準条例第88号第168条で準用する第108条）  
ユニット型（赤本:p260-273）（基準条例第88号第214条）

- 事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員……政令で定める者等の資格を有する者……を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために適切な措置を講じなければなりません。

### 【誤りの事例】

- 研修の受講が必要な職員に対して、研修を受講させるなど必要な措置をしていなかった。

### 【留意点】

- 従業者の資格等を確認し、研修の受講をさせるなど必要な措置を講じること。

## 短期入所生活介護計画の作成等

従来型（赤本p.241-243）（基準条例第88号第156条）

ユニット型（赤本:P260-273）（基準条例第88号第181条で準用する156条）

- 相当期間（概ね4日以上）にわたり、継続して利用する場合には、「短期入所生活介護計画」を作成しなければなりません。
- 管理者は、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければなりません。また、当該計画を利用者に交付する必要があります。

### 【誤りの事例】

- 定期的に継続して入所することが予定されている利用者について、短期入所生活介護計画が作成されていない。
- 作成した短期入所生活介護計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明しておらず、利用者の同意を得ていない。
- 当該計画の期間が終了しているが、新たな計画が作成されていない。

## サービスの提供の記録

従来型 (赤本 P239) (基準条例第88号第168条で準用する第20条)

ユニット型 (赤本P260-273) (基準条例第181条で準用する第20条)

- 事業者は、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければなりません。

### 【誤りの事例】

提供した具体的なサービスの内容等を記録していない。

### 【留意点】

サービス提供の記録が確認できなかった場合、報酬の返還を求められます。

また、状況によっては、取消等の行政処分になる場合もあります。

# 運営基準に関わる事例

## 掲示

従来型（赤本p.253-254）（基準条例第88号第168条で準用する第34条）

ユニット型（赤本P260-273）（基準条例第88号第181条で準用する第34条）

- 事業者は利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の重要事項を事業所の見やすい場所に「掲示」しなければなりません。
- 事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければなりません。

### 【誤りの事例】

重要事項が掲示されていない。又は、掲示はされているものの、掲示しなければならない項目に漏れがある。（掲示内容が古いものとなっている。）

### 【留意点】

「掲示」に代えて、重要事項を記載したファイル等を利用申込者、利用者及びその家族等が自由に閲覧できる形で事業所に備え付けることもできます。

## 指定短期入所生活介護の取扱方針（身体拘束の適正化） 1 / 3

従来型（赤本p.241-243）（基準条例第88号第155条）

ユニット型：（赤本p.267-269）（基準条例第88号第174条）

- 短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合（切迫性・非代替性・一時性）を除き、身体的拘束等を行ってはなりません。
- なお、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。

### 【誤りの事例】

利用者又は家族から同意を取っているものの、身体拘束時の記録がなかった。

（参考）

「身体拘束ゼロへの手引き」 / 厚生労働省

「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」 / 厚生労働省

## 指定短期入所生活介護の取扱方針（身体拘束の適正化） 2 / 3

### 【留意点】

身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる措置を講じなければなりません。

- ①身体的拘束等適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すること。その検討結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ②身体的拘束等の適正化のための「指針」を整備すること。（\*次頁を参考）
- ③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上及び新規採用時）に実施すること。

### 【誤りの事例】

- ・当該委員会が定例的に開催されていない。（3月以上の期間を空けずに計画的に開催）  
また、委員会の資料はあるが、実施の記録がなかった。
- ・指針に必要な項目が盛り込まれていない。
- ・当該研修が開催されていない。また、研修の実施内容の記録がなかった。

※身体拘束廃止未実施減算……身体的拘束等を行う場合の記録の未作成、委員会や研修の未実施、指針の未整備などがあつた場合、減算（所定単位数の100分の1に相当する単位数）が適用されます。〈青本P.343 [注3]〉

## 「身体的拘束等の適正化のための指針」に盛り込む項目

- 事業所における身体的拘束等の適正化に関する**基本的な考え方**
- 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の**組織に関する事項**
- 身体的拘束等の適正化のための**職員研修**に関する基本方針
- 事業所内で発生した身体的拘束等の**報告方法等のための方策**に関する基本方針
- 身体的拘束等発生時の**対応**に関する基本方針
- 利用者等に対する**当該指針の閲覧**に関する基本方針
- その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

### 【誤りの事例】

- ・ 「指針」について、盛り込むべき項目に不足があった。

# 事故発生時の対応

従来型：(赤本p.256-257) (基準条例第88号第168条で準用する第40条)

ユニット型：(赤本p.260-273) (基準条例第88号第181条で準用する第40条)

- 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者に連絡をし、事故の状況を報告する必要があります。
- また、事故の状況及び事故への対応について記録しなければなりません。

## 【誤りの事例】

- ①事故やヒヤリ・ハットに関する報告書が作成されていない。
- ②施設内で発生した事故について、利用者家族のみにしか連絡していない。
- ③骨折以上の重大な事故について、県(介護高齢課)に報告していない。
- ④事故の原因分析、再発防止策の検討が適切に行われていない。

## 【留意点】

事故の分析を行い、再発防止策の検討及び記録が必要です。

なお、骨折以上の重大事故が発生した場合については、県(介護高齢課)への報告が必要です。

→報告の様式等は以下を参照

群馬県ホームページ (トップページ>組織から探す>健康福祉部>介護高齢課>居宅サービス関係の手続きについて)

## 苦情処理

従来型：(赤本p.254-255) (基準条例第88号第168条で準用する第38条)

ユニット型：(赤本p.260-273) (基準条例第88号第181条で準用する第38条)

- 事業者は、**苦情相談窓口の設置**や**苦情対応体制の整備**等必要な措置を講じなければならず、苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を**記録**しなければなりません。
- 苦情処理簿**を作成し、管理者や他の職員に回覧する等**周知**する必要があります。

### 【誤りの事例】

- 苦情対応について、職員に周知されていない。
- 苦情の内容について、再発防止対策が検討されていない。

### 【留意点】

苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを行ってください。

なお、重要事項説明書に記載すべき**苦情受付機関**については、保険者である市町村だけでなく、**国保連**の連絡先を記載してください。

## 秘密保持等

従来型：(赤本p.254) (基準条例第88号第168条で準用する第35条)

ユニット型(赤本p.260-273) (基準条例第88号第181条で準用する第35条)

- 事業者は利用者の個人情報を用いる場合は**利用者の同意**を、利用者家族の個人情報を用いる場合は**家族の同意**を、あらかじめ文書により取得する必要があります。

### 【誤りの事例】

**利用者のみ**同意を得ていたり、同意書の文言が家族の個人情報の使用について触れておらず、**家族から同意を得ていなかった。**

### 【留意点】

サービス担当者会議等において、家族の個人情報を使用する可能性が場合は、個人情報利用の同意書は、家族から署名を得る様式にしておく必要があります。

## 業務継続に向けた取組の強化 1/2

従来型（赤本p.249-250）（基準条例第88号168条で準用する第32条の2）  
ユニット型（赤本P260-273）（基準条例第88号第181条で準用する第32条の2）

### 【着眼点】

① 「業務継続計画」を策定しているか。

また、計画について、短期入所生活介護従業者等に周知しているか。

■策定する計画：「感染症に係る業務継続計画」、「災害に係る業務継続計画」

※厚生労働省ホームページの「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を御参照ください。

※感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合は、業務継続計画未策定減算が（所定単位数の100分の1に相当する単位数）適用されます。

※減算は、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して適用されます。

（令和6年度介護報酬の改定に関するQ&A（vol.1）問164～166）

### 【着眼点】

#### ② 研修及び訓練をそれぞれ年1回以上実施しているか。

(新規採用時には別に研修を実施することが望ましい)

※研修及び訓練の実施内容は記録してください。

#### ③ 定期的に「業務継続計画」を見直しているか。

※ 厚生労働省ホームページの「業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」を御参照ください。

### 【誤りの事例】

- ・研修の資料はあるが、実施の記録がなかった。
- ・研修と訓練を同日に実施したが、研修の記録のみで訓練の記録がなかった。

## 衛生管理等「感染症対策」

従来型（赤本p.251-253）（基準条例第88号第168条で準用する第111条）  
ユニット型（赤本P260-273）（基準条例第88号第181条で準用する第111条）

### 【着眼点】

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、おおむね6月に1回以上開催し、その結果について、短期入所生活介護従業者等に周知徹底を図っているか。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。
- ③ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練をそれぞれ年1回以上実施しているか。

（新規採用時には感染症対策研修を実施することが望ましい）

※委員会及び研修の実施内容については記録してください。

※厚生労働省ホームページの「介護現場における感染対策の手引き」を御参照ください。

### 【誤りの事例】

- ・委員会の結果について、一部の従業者のみに周知しただけで、全員に周知していなかった。
- ・委員会を開催すれば、研修や訓練は不要と考えていた。

## 虐待の防止の取組 1 / 3

従来型（赤本p.257-259）（基準条例第88号第168条で準用する40条の2）

ユニット型（赤本P260-273）（基準条例第88号第181条で準用する第40条の2）

### 【着眼点】

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、短期入所生活介護従業者等に周知徹底を図っているか。
- ② 虐待の防止のための「指針」を整備しているか。必要な項目は盛り込まれているか。（\*26頁を参照）
- ③ 虐待の防止のための研修を年1回以上と、新規採用時にも実施しているか。  
研修の実施内容については記録してください。
- ④ ①から③までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。

※虐待の発生又はその再発を防止するための措置（上記①～④）が講じられていない場合、高齢者虐待防止措置未実施減算（所定単位数の100分の1）が適用されます。

### 【留意点】

平成18年より施行された高齢者虐待防止法において「養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置」（研修の実施、苦情処理体制の整備等）についても定められておりますので、御注意ください。

虐待防止法に係る措置がとられておらず、虐待が起きた場合には、行政処分になることもあります。

### 「虐待の防止のための指針」に盛り込む項目

- 事業所における虐待の防止に関する**基本的な考え方**
- 虐待防止検討委員会その他事業所内の**組織に関する事項**
- 虐待の防止のための**職員研修**に関する基本方針
- 虐待等が発生した場合の**対応方法**に関する基本方針
- 虐待等が発生した場合の**相談・報告体制**に関する事項
- **成年後見制度の利用支援**に関する事項
- 虐待等に係る**苦情解決方法**に関する事項
- 利用者等に対する**当該指針の閲覧**に関する事項
- その他虐待の防止の推進のために必要な事項

### 【誤りの事例】

- ・「指針」について、盛り込むべき項目に不足があった。

# 介護報酬算定に関する事例

## 短期入所の連続した利用について

(青本 p.360-361)

- ・利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合、30日を超える日以降に受けた指定短期入所生活介護については、短期入所生活介護費は、算定しないこととなっています。
- ・自費利用を挟み、同一事業所を連続して30日を超えて利用している場合(当該事業所の設備及び備品を利用した指定短期入所生活介護以外のサービスによるものを含む。)、1日につき30単位を減算することになります。

### 【誤りの事例】

連続して30日を超える利用者について、短期入所生活介護費を減算せずに算定していた。

## 送迎加算

(青本p.360~361 老企40第2の2(19))

- 心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、指定短期入所生活介護事業所の従業者が利用者の居宅と事業所との間の送迎を行う場合は、送迎加算が算定できる。

### 【誤りの事例】

- サービス担当者会議の議事録や短期入所生活介護計画に送迎の必要性の有無に関する記載がされていない。
- 病院から直接短期入所サービス事業所に移ったにもかかわらず送迎加算を算定していた。

### 【留意点】

- 送迎の必要性の有無について、サービス担当者会議で検討し記録を保存するとともに、短期入所生活介護計画に送迎を位置付けてください。
- 利用者の居宅と短期入所サービス事業所との間の送迎を行う場合以外は算定できません。

資料は以上となりますが、基準条例等をよく確認し、  
今後も適切な事業所運営に努めていただきますようお願いいたします。

※1 群馬県では「**自主点検表**」を作成し県ホームページに掲載しておりますので、御活用ください。

(県HPトップページで「自主点検表」で検索すると「居宅サービス自主点検表」が出てきます)

※2 **令和6年度介護報酬改定**については、以下より御確認ください。

(県HPトップページ > 組織からさがす > 健康福祉部 > 介護高齢課 > 令和6年度介護報酬改定について)

お忙しい中、  
集団指導に御参加いただき、  
誠にありがとうございました。